

防衛庁本庁市ヶ谷庁舎の管理に関する規則を次のように定める。

平成12年3月30日

防衛庁長官 瓦 力

防衛省市ヶ谷庁舎の管理に関する規則

改正 平成13年1月6日庁訓第2号
平成18年3月27日庁訓第12号
平成18年7月28日庁訓第83号
平成19年1月5日庁訓第1号
平成19年8月30日省訓第145号
平成27年10月1日省訓第39号
平成29年3月24日省訓第9号

目次

- 第1章 総則（第1条－第8条）
- 第2章 使用管理（第9条－第20条）
- 第3章 秩序の維持（第21条－第24条）
- 第4章 災害の防止（第25条－第30条）
- 第5章 雑則（第31条・第32条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、防衛省市ヶ谷庁舎（防衛省所管国有財産台帳の防衛省市ヶ谷庁舎の口座に掲げる不動産及び工作物をいう。以下「庁舎」という。）の管理に関し必要な事項を定め、もって庁舎における秩序の維持を図り、かつ、安全の保持に資することを目的とする。

2 庁舎の管理について、他の法令等があるときは、当該法令等の定めるところによる。

（庁舎管理者等）

第2条 庁舎の管理に関する事務を処理させるため、庁舎管理者を置き、大臣官房会計課長をもってこれに充てる。

2 警備員は、庁舎管理者の命を受け、庁舎の管理に当たるものとする。

3 庁舎の管理のうち、秩序の維持については、市ヶ谷駐屯地司令も別に定めるところにより、これに当たるものとする。

(管理に関する事務の委任)

第3条 庁舎管理者は、庁舎のうち統合幕僚監部が使用している庁舎A棟地下1階、地下2階、地下3階及び地下4階については統合幕僚長に、陸上自衛隊中央業務支援隊が使用している隊舎A棟、隊舎B棟等については陸上自衛隊中央業務支援隊長に、航空自衛隊第1高射群第1高射隊が使用しているペトリオット地区（市ヶ谷地区のうち、別紙に示す地区をいう。）内にある庁舎については航空自衛隊市谷基地司令にその使用に係る庁舎の管理に関する事務（庁舎管理者が特に定めるものを除く。）を委任するものとする。

第4条 庁舎管理者は、庁舎の管理に関する事務のうち、次の各号に掲げる事務について、それぞれその事務の範囲を定めて、官房長若しくは各局長、防衛大学校長、防衛医科大学校長、防衛研究所長、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、情報本部長、防衛監察監又は防衛装備庁長官の指定する職員に委任することができる。

- (1) 事務室、倉庫等のかぎの保管
- (2) 第12条の規定による会議室等の使用の承認
- (3) 第18条の規定による広告物等の掲示の許可
- (4) 第21条第1項の規定による質問、出入禁止等の措置
- (5) 第24条の規定による立入禁止その他の措置
- (6) 第26条の規定による火気取締責任者の選任及びその監督指導
- (7) 前各号に掲げるもののほか、庁舎管理者が必要と認める事項

2 前条の規定により委任を受けた職員は、庁舎管理者が前項の規定の趣旨により定める基準に従い、整備計画局長、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の指定する職員にその事務の一部を再委任することができる。

(庁舎管理者不在時の代理)

第5条 庁舎管理者及び前2条の規定により委任を受けた職員は、出張、病気その他の不在の場合に備えて、あらかじめその代理者を定めておかなければならない。

(庁舎管理に対する協力)

第6条 官房長及び各局長、防衛大学校長、防衛医科大学校長、防衛研究所長、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、情報本部長、防衛監察監、庁舎を使用する部隊及び機関の長並びに防衛装備庁長官は、庁舎の管理が円滑に行われるように、この訓令の実施につき協力するものとする。

(職員の協力)

第7条 防衛省の職員（以下「職員」という。）は、庁舎管理者（第3条及び第4条の規定により事務の委任を受けた職員並びに第5条の規定による代理者を含む。）及び市ヶ谷駐屯地司令からその任務の遂行につき協力を求められたときは、これに応ずるものとする。

(庁舎の一部を使用許可している場合の措置)

第8条 庁舎管理者は、庁舎の一部を職員以外の者に使用を許可している場合において、庁舎の管理上必要があると認めるときは、その者に対して、この訓令の実施につき協力を求め、又は必要な指示をしなければならない。

第2章 使用管理

(門の開閉等)

第9条 庁舎管理者は、庁舎の門の開閉、警備員の配置等及び昇降機の運転の基準を定めておかなければならない。

(駐車場の指定等)

第10条 庁舎管理者は、庁舎内における自動車その他の車両の駐車区域を指定するものとする。

2 庁舎管理者は、庁舎の管理のため必要があると認めるときは、庁舎内における車両の通行及び駐車を制限し、又は禁止することができる。

(庁舎の施錠)

第11条 庁舎管理者は、庁舎の施錠設備を整備するとともに、その施錠状況を監視し、盗難の予防に努めるものとする。

2 庁舎管理者は、事務室、倉庫等のかぎの保管方法について定めておかなければならない。

(会議室等の使用)

第12条 会議室その他職員が常時使用していない室を使用しようとする者は、あらかじめ庁舎管理者の承認を受けなければならない。

(広場等の使用)

第13条 庁舎管理者は、職員の休息又は休憩のため、広場を使用させることができる。ただし、グラウンド等の使用については、その種目、時間、場所等を指定し、又は制限することができる。

(屋上の使用)

第14条 庁舎管理者は、屋上（庁舎A棟を除く。）の使用を禁止するものとする。た

だし、特別の必要がある場合において、庁舎管理者がやむを得ないと認めるときは、その使用を許可することができる。

(庁舎の目的外使用)

第15条 法令又はこの訓令に別段の定めがある場合のほか、庁舎の一部をその使用目的以外の目的のために使用しようとする者は、あらかじめ庁舎管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、日常の業務の遂行を妨げず、かつ、庁舎の管理上支障がないと認められる場合に限り、することができる。

(使用目的の変更)

第16条 庁舎の一部を使用している者が、その使用している場所の使用目的の全部又は一部を変更しようとするときは、あらかじめ庁舎管理者の許可を受けなければならない。

(物品の販売等)

第17条 庁舎管理者は、庁舎において、物品の販売、宣伝、勧誘その他これらに類する行為をさせてはならない。ただし、特別の理由がある場合において、庁舎管理者がやむを得ないと認めるときは、その指定する場所において、これらの行為を許可することができる。

(広告物等の掲示)

第18条 庁舎において、広告物、ビラ、ポスターその他これらに類する物を掲示しようとする者は、その掲示について、あらかじめ庁舎管理者の許可を受けなければならない。

(施設の設置)

第19条 庁舎管理者は、庁舎にテントその他これに類する施設を設置させてはならない。ただし、特別の理由がある場合において、庁舎管理者がやむを得ないと認めるときは、これらの施設の設置を許可することができる。

(許可又は承認の条件等)

第20条 庁舎管理者は、この章に規定する許可又は承認をする場合において必要があると認めるときは、その許可又は承認に条件を付し、又は関係者の守るべき事項を指示することができる。

2 庁舎管理者は、前項の条件又は指示に違反する者がいるときは、その者に対して違反事項の是正を命じ、又はその許可若しくは承認を取り消すことができる。

(立入りの制限等)

第21条 庁舎管理者は、庁舎及び庁舎内の室に出入りする者に対し、庁舎の管理上必要があると認めるときは、必要な事項を質問し、この章に規定する措置のほか、出入りの禁止その他必要な措置を講ずるものとする。

2 庁舎管理者は、多数の者が陳情その他の目的で庁舎に立ち入ろうとする場合において、庁舎の管理上必要があると認めるときは、立ち入ることができる人数、立入りの時間又は場所等を制限し、その他必要な措置を講ずるものとする。

3 庁舎管理者は、庁舎に立ち入ろうとする者の人数、行動その他の事情から判断して、これらの者が示威運動その他庁舎における秩序を乱す行為をするおそれがあると認めるときは、庁舎への立入りを禁止するものとする。

(禁止又は退去命令)

第22条 庁舎管理者は、庁舎において次のいずれかに該当する行為をした者について、庁舎の管理上必要があると認めるときは、その行為を禁止し、又は庁舎から直ちに退去することを命ずるものとする。

(1) 職員に面会を強要すること。

(2) 銃器、凶器、爆発物その他の危険物を庁舎に持ち込み、又は持ち込もうとすること。

(3) 旗、のぼり、幕、宣伝ビラ、プラカードその他これらに類する物又は拡声器、宣伝カー等を所持し、使用し、又は持ち込み、若しくは持ち込もうとすること。

(4) 庁舎管理者が立入を禁止した区域に立ち入り、又は立ち入ろうとすること。

(5) 建物、立木、工作物その他の施設設備を破壊し、損傷し、若しくは汚損し、又はこれらの行為をしようとする事。

(6) 文書、図面等を配布し、若しくは掲示し、又はこれらの行為をしようとする事。

(7) 多数集合し、放歌高唱し、練り歩き、その他これらに類する行為をし、又はこれらの行為をしようとする事。

(8) 座込みその他通行の妨害になるような行為をし、又はこれらの行為をしようとする事。

(9) 金銭、物品等の寄附を強要し、若しくは押売りをし、又はこれらの行為をしようとする事。

(10) 前各号に掲げるもののほか、庁舎における秩序を乱し、若しくは職員の安全を脅かすような行為をし、又はこれらの行為をしようとする事。

(撤去又は搬出命令)

第23条 庁舎管理者は、庁舎に次のいずれかに該当する物がある場合において、庁舎

の管理上必要があると認めるときは、その所有者若しくは占有者又はこれらの物を掲示し、持ち込み、若しくは設置した者（以下「所有者等」という。）に対し、直ちにその物の撤去又は庁舎外への搬出を命ずるものとする。

- (1) 第18条の許可を受けず、又は許可の条件若しくは許可に際してなされた指示に違反して掲示された広告物等
- (2) 庁舎に持ち込まれた銃器、凶器、爆発物その他の危険物
- (3) 庁舎に設置されたテントその他これに類する施設
- (4) 庁舎に掲げられ、又は持ち込まれた旗、のぼり、幕、宣伝ビラ、プラカード、拡声器、宣伝カーその他これに類する物
- (5) 前各号に掲げるもののほか、庁舎の管理上支障を来すおそれがあると認められる物

2 庁舎管理者は、前項各号に掲げる物の所有者等が同項の命令に従わないとき、若しくはその者が判明しないとき、又は庁舎の管理上緊急の必要があると認めるときは、自ら、これを撤去し、又は庁舎外に搬出することができる。

（中央監視室等への立入禁止）

第24条 庁舎管理者は、中央監視室、防災センター、警備室その他立入禁止の表示がある場所に関係者以外の者がみだりに立ち入らないよう必要な措置を講ずるものとする。

第4章 災害の防止

（火気の使用）

第25条 庁舎において、ストーブ、電熱器等の火気を使用しようとする者は、あらかじめ庁舎管理者の許可を受けなければならない。

（火気取締責任者）

第26条 庁舎管理者は、庁舎の場所単位に火気取締責任者を決め、当該場所における火気の管理等火災の防止のための必要な措置をとらせるものとする。

2 前項の火気取締責任者は、正副2名とし、その氏名を庁舎管理者が定める様式により、当該場所の入口に掲示するものとする。

3 第1項の火気取締責任者は、火災予防のため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 使用していない電気のスイッチを切ること。
- (2) 使用していないガスの元栓を締めること。
- (3) 火気の残り火を点検し、完全に消すこと。
- (4) 引火のおそれのある物件を処理すること。

防衛省市ヶ谷庁舎の管理に関する規則

(5) 前各号に掲げるもののほか、発火防止のため必要な措置を講ずること。

(禁煙その他の禁止事項)

第27条 職員は、火災予防のため、庁舎においては、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 喫煙の設備のない屋内の場所又は火災発生のおそれのある場所で喫煙すること。

(2) 火災報知器、軽便消火器、屋内消火栓、防火戸又は防火シャッターの付近に物を置くこと。

(3) 屋外消火栓から5メートル以内の場所に駐車すること。

(4) 廊下、階段等に物を置くこと（庁舎管理者が特に定める場合を除く。）。

(5) くずかご、床等にたばこの吸がらを捨てること。

(消防用設備等の整備)

第28条 庁舎管理者は、庁舎に適応する消火設備、警報設備、避難設備及び防火設備の整備、点検その他火災予防のため必要な措置を講ずるものとする。

(設備等の保安)

第29条 庁舎管理者は、庁舎における電気設備、ガス設備、ボイラー設備、昇降機設備及び冷凍機設備について、危害防止責任者の設置その他必要な保安措置を講ずるものとする。

2 第25条に規定するもののほか、電気又はガスを直接使用する設備又は器具を使用しようとする者は、あらかじめ庁舎管理者の許可を受けなければならない。

(災害時の通報)

第30条 庁舎管理者は、火災、盗難その他の災害の発生及び非常の際に通報すべき官公署及び通知すべき職員並びにこれらに対する通報又は通知の手段について定めるものとする。

第5章 雑則

第31条 職員は、庁舎の清潔の保持及び整理に努めなければならない。

2 庁舎管理者は、庁舎の清掃及び清潔の保持に必要な措置を講ずるものとする。

(管理の実施細則)

第32条 この訓令に定めるもののほか、庁舎の管理に関し必要な事項は、庁舎管理者が定める。

附 則

1 この訓令は、平成12年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、平成12年5月8日から施行する。

2 防衛庁本庁檜町庁舎の管理に関する規則（昭和40年防衛庁訓令50号）は、廃止する。

防衛省市ヶ谷庁舎の管理に関する規則

- 3 平成12年5月8日から防衛庁本庁檜町庁舎の廃止の日の前日までの間における防衛庁本庁檜町庁舎の管理に関し必要な事項は、庁舎管理者が定める。

附 則（平成13年1月6日庁訓第2号）（抄）

- 1 この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成18年3月27日庁訓第12号）（抄）

- 1 この訓令は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成18年7月28日庁訓第83号）（抄）

- 1 この訓令は、平成18年7月31日から施行する。

附 則（平成19年1月5日庁訓第1号）（抄）

- 1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成19年8月30日省訓第145号）（抄）

- 1 この訓令は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成27年10月1日省訓第39号）（抄）

第1条 この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成29年3月24日省訓第9号）（抄）

第1条 この訓令は、平成29年3月24日から施行する。

凡		例	
①	庁舎A棟	⑩	厚生棟
②	庁舎B棟	⑪	隊舎A棟、隊舎B棟
③	庁舎C棟	⑫	記念館
④	庁舎C 3棟	⑬	倉庫棟
⑤	庁舎D棟	⑭	正門
⑥	庁舎E 1棟	⑮	薬王寺門
⑦	庁舎E 2棟	⑯	左内門
⑧	庁舎F 1棟	⑰	加賀門
⑨	庁舎F 2棟		

